

北陸農政局長 殿

農産局長

令和 6 年能登半島地震に係る新規需要米・加工用米の特例について

現在、被災地に対しては、公的機関のみならず、民間等多様な取組により物資の支援が行われているところである。

しかしながら、物流等が正常に機能していないため、物資が被災地に十分に行き渡っていない状況もみられる。

このため、今回、被害を受けて避難している被災者に対する支援の観点から、物流等が円滑化するまでの間、主食用の需給に支障を来さない範囲で、下記の要件を満たす場合に限り、出荷・販売していない新規需要米及び加工用米を避難所等に提供できるものとする。

申請に当たっては、別紙の申請書に必要事項を記載した上で、当該申請書を北陸農政局長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、緊急を要する場合等で事前の承認を得られないときは、事後の承認を得るものとする。

記

- 1 当該米穀を、令和 6 年能登半島地震に係る緊急支援用に供することについて、当初契約に基づく需要者等からの了解が得られていること。
- 2 地方公共団体や町内会・自治会等からの要請に基づくものであること。

(別紙)

用途限定米穀の用途外使用承認申請書
(令和6年能登半島地震関係)

年 月 日

北陸農政局長 殿

申 請 者

住 所

名称及び代表者の氏名 (個人の場合は氏名)

令和6年能登半島地震に係る被災地の地方公共団体及び町内会・自治会等からの要請に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令 (平成21年農林水産省令第63号) 第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

また、本申請に当たっては、当初の需要者等の了解を得ていること、当該米穀を新たな用途に確実に供することを誓約いたします。

記

1 定められた当初の用途

2 新たな用途

令和6年能登半島地震に係る緊急支援用

3 用途外使用の理由

令和6年能登半島地震により被災した地域からの要請により、緊急支援に充てる必要があるため。

4 用途外使用 (予定) の数量

kg

※ 申請に当たっては、上記の事項を確認できる書類 (客観的な書類の入手が困難な場合は申請者からの申立書) を提出するものとします。また、米穀を引き渡した後、当該引渡しを確認できる書類 (受領書等) を提出するものとします。

※ なお、本申請が承認されたことをもって、取組計画の変更の認定がなされたものとみなします (よって、別途、当該米穀の取組計画の変更の認定に係る申請を行う必要はありません。) 。